

## 京都市立芸術大学附属図書館規程

(昭和45年4月1日)

改正 平成3年4月1日

- 第1条 この規程は、京都市立芸術大学学則第4条第2項の規定に基づき、京都市立芸術大学附属図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 図書館は、本学の教育及び研究に必要な図書並びに研究資料を収集、保存、管理し、教職員及び学生の利用に供することを目的とする。
- 第3条 図書館に館長を置く。
- 2 館長は、学長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - 3 館長の選考については、別に学長が定める。
- 第4条 図書館に図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、館長の諮問に応じて図書館の運営に関する重要事項を審議する。
  - 3 委員会に関する必要な事項は、別に学長が定める。
- 第5条 図書館の事務組織は、京都市立芸術大学事務分掌規則（昭和44年規則第18号）の定めるところによる。
- 第6条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理、利用に関する必要な事項は、別に学長が定める。

### 附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

### 附 則（平成3年4月1日）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。